

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第80回理事会(EB#80)概要報告

2014年 7月 18日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2014年 7月14日 (月) - 7月18日 (金)

場 所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksumi D. (インドネシア)	Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Daniel O. (エクアドル)	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Toshi M. M. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ: 議長)	Amjad A. B. (モルジブ)
(途上国)	Washington Z. (ジンバブエ)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin Enderlin (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	(*1)
Annex-1	Lambert (EU/ドイツ:副議長)	戒能 一成 (日本)

-*1 Annex-1 の Alternate 1名は選任未了、暫定的に空席、 -*2 斜体は欠席

2. 運営管理 (議題2.1~)

2-1. JISCとCDM-EBとの協議

(会議録para13-16, 資料なし)

- 1) 背景 - 第2約束期間での炭素クレジット需要の低下を受け、事業合理化の一環として JISC側から制度共通化・整合化の可能性について昨年協議申入有。
 - 現在両制度で微妙に異なっている DOE(認証機関)の信認基準の短期・長期的な整合化が当座の焦点となっており、既に補助機関会合(SB#40)でJISC-EBの共同作業指示案が成案済、11月の締約国会議(CMP)で採択の見込み大。
- 2) 結果 - 次回以降の理事会で継続検討。
- 3) 議論 - 信認基準については、既に JISC側で短期的に CDM側の基準・制度を無条件適用することが決定済で、当該適用自体については肯定的意見が多数を占めた。
 - 一方長期的な「共同作業」については、一旦 JI側が CDM側に制度を統一したならばそれ以降 CDM側が統一基準となる訳であり、長期的であっても新たに作業を起こすのは DOEにとって迷惑で逆効果との懸念が複数の理事から呈示。
 - また現状 JIの信認機関(9社)は全て CDMの信認機関を「兼業」しており、CDM側には何の利得もなく、制度併用による「混乱」すら懸念されるとの意見あり。

2-2. パネル・WGなどの人事評価・人選手続の整備

(会議録para11, 会議前Annex-3)

- 1) 背景 - パネル・WGなどの人事評価・人選手続は前回理事会(EB#79)で大部分が整備されたが、RIT(事業登録専門家)分については「積残し」となっており再検討。
- 2) 結果 - RIT・方法論専門家については、再度継続検討。
- 3) 議論 - 原案(事務局案)では慣行どおり事務局が人事評価案を成案し理事会が承認することとされていたが、RITの業務は「事務局案に対するセカンド・オピニオン呈示」であるため、事務局が人事評価を成案するのはおかしい旨理事の見解が一致。
 - このため小規模グループで「理事会から選任された委員が責任を持って人事評価案を成案する」手続を議論・検討。次回浄書して再検討予定。

2-3. 2014年事業計画(MAP) (会議録para06, 会議後Annex-1)

- 1) 背景 - 定例の予算実施状況報告。
 - 次回理事会において「2015年MAP」を検討予定であるため、事実上の決算報告。
- 2) 結果 - 報告を了承。
- 3) 議論 - 予算委において今後の進め方について議論。
 - 事業収入・支出見通しの子細につき次回以降更に理事会で議論することで合意。
- 5) 注記 - 今次理事会において多くの時間を割いて議論された問題。
 - CDM事業の登録・発行案件の減少により収入が激減しているため、事務局の縮小・合理化(=「リストラ」)など支出の大幅削減が必要な状況。
 - 一方あまりにも緊縮的な運営を続けると将来にわたる CDMの可能性の芽を摘んでしまう懸念があり、この 1~2年は制度運営上の「分水嶺」であると思慮。

3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

重要

- 2) 結果 - 撤退 2件(JCI, KECO)のみ、全て了承。
- 5) 対応 - 「JCI」(E-0007)については本年 9/30付で全ての CDM事業分野から撤退することであり、関係各位においては注意ありたい。

3-2. 登録 Registration (会議録 para33)

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 - 新規 PoA 1事業を登録, PoA 1事業の登録後変更を認める旨決定。

3-3. 発行 Issuance (該当なし)

- 5) 注記 - 第2約束期間に入り登録・発行は件数こそ減少しているものの、大方の予想に反してなお一定数の新規案件が出てきており、市場商品としてのCERは「既死」状態であるが、慈善・広報目的などの特殊需要は少数なれどなお存在している模様。

4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

4-1. DOE信認基準経過措置延長問題

(会議録para30, 会議前Annex-5)

- 1) 背景 - 前回理事会(EB#79)決定事項の制度化。
- 2) 結果 - 「資格試験」問題の現状にかんがみ、DOE信認基準(ver 5.2)の適用を 2014年 7月1日 から 2015年 1月 1日に延期する旨決定。新・経過措置を採択。
- 3) 議論 - 小生より議事討議が既に 7月17日であり、2週間以上の「実施上の空白」を生じさせたことは遺憾である旨発言。電子会議の活用等事務改善を事務局に指示。

4-2. 集合事業(PoA)関連手続規定整備

(会議録para32-35, 会議前Annex-6)

- 1) 背景 - 前回理事会迄検討してきた関連改訂案の制度化案。
- 2) 結果 - 関連改訂案を採択。
(PS・VVS・PCPなど制度基準・手続基準規定, PoA試料採取基準, 追加性証明基準)
- 3) 議論 - 改訂の多くは内容を既に議論済のものであり、簡単な議論で採択。
 - 事業関係者からの意見において「PoA試料採取基準の一部に過剰試料採取を奨励するかのように読める記述があるので改訂必要」との意見があり改善案が採択されたが、如何にこれまで DOEや事務局が過剰な要求をし信頼されてこなかったかを如実に示す証左であり、憂慮すべき問題と思慮。

4-3. 標準化ベースライン関係 (会議録para36, 資料なし)

- 1) 背景 - 標準化ベースライン(フィリピン水田メタン削減)制定作業における問題提起。
 - 当該標準化ベースラインは小規模方法論 AMS-III-S の一部改訂を要するが、まだ具体的な事業がないため現行制度上一部改訂などができない問題が発生。(現行CDM規約では「実益なき改訂」による不要な事務負担を回避すべく具体的な事業案件がなければ方法論の改訂は申請できない制度となっている)
- 2) 結果 - 具体的な事業がなくても AMS-IIIS の一部改訂を例外的に認める旨決定。
 - 当該標準化ベースラインにつき小規模WGで審議開始することを許可。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2) 及び 政策論 (議題4.3)

重 要

5-1. 事業基準(PS)・認証基準(VVS)・手続基準(PCP)改正案 (会議録para37, 会議前Annex-7)

- 1) 背景 - (EB#75 (2013年9月), EB#79 (2014年5月) 会議録及び該当資料 参照)
 - 現行各規定の実施上の問題点を「補修」すべく検討実施。
- 2) 結果 - 今次理事意見を踏まえ 再々度継続検討。
- 3) 議論 - PCP(手続基準) において、CDM事業の「任意脱退」の規定を新設。
原案では何故か理事から「脱退是非の審査請求」が可能となっていたが、小生より当該審査の削除及び再登録手続の整備を提案。審査の削除は可、再登録は個別審査要との条件付で合意。
 - 事業登録日については従来何故か「手続完了日」とされていたが、本来のCDM規約(M&P)に従い「完備性確認完了日」に遡及する旨 PCPを改訂。
- 4) 対応 - 次回理事会で当該改訂が採択されれば CDMからの直接的脱退が可能に。
(現状でもいずれかの DNAからの事業承認が撤回されれば間接的脱退は可能)
- 5) 注記 - 上記議論において、小生より PS, VVS, PCPについては頻繁な改訂は問題であり「原則年1回の改訂とすべき」旨提案。今次改訂同様次回具体化予定と推察。
 - 再々度検討となった理由は事務局から些末な改訂論点が五月雨状に逐次追加され議事が混乱したためであり、不合理な事務の典型例と思われる。

5-2. 途上国の「E- 政策」に関する投資分析上の措置 (議題件名外)

- 1) 背景 - (EB#78迄の会議録を参照ありたい)
- 2) 結果 - 再度継続検討。(戒能議長)
- 3) 議論 - 引続き論点整理を実施。
- 5) 注記 - EUと途上国の意見対立の象徴的問題であるためなお簡単に決着せず。ある途上国理事によれば「解決には 2020年迄掛かるのではないか」との悲観的意見有。

5-3. CDM事業の「休眠(Dormant)案件」問題 (議事録para43, 資料非公開)

- 1) 背景 - 戒能理事提案案件。CDM事業の登録件数は 8,000以上あるが現在実際に活動している事業と休眠している事業を調査するよう事務局に依頼。
- 2) 結果 - 更なる調査・分析を行った上で再度継続検討。
- 3) 議論 - (非公開; 重要だがなお慎重な分析を要すべき問題との認識で一致)

5-4. 持続可能な発展の監視支援事業 (会議録para45, 38 会議前Annex-9)

- 1) 背景 - 前回締約国会議(CMP-9)要請事項。該当国DNAが「持続可能な発展」要件の充足状況について国内CDM事業を監視することにつき支援を要請。
 - 実際にカンボジアDNAから支援要請があったため具体的検討開始。
- 2) 結果 - 実施手続案を了承、但し具体的作業計画案と進捗報告を事務局に指示。
 - 更に PS(事業規約)の検討において途上国での「持続可能な発展」の監視・認証手

- 順を新設すべきとの提案有、次回以降理事会で当該提案を討議することを決定。
- 3) 議論 - 事務局案では DNA会議の支援を受けて近隣国などでの「優良事例」を策定し、その後でカンボジア他要請国に当該事例を展開・支援する旨の案であった。
- 小生よりカンボジアの特殊事情(残留地雷・道路通信事情)に鑑み「実効性疑問」・「手順迂遠」との意見を呈したが、少数意見に止まり原案に近い形で採択。
 - 個人的感想ではあるものの、カンボジアのような特殊な困難に直面している国に、実施不能な「優良事例」を手渡して「我々持続可能な発展に貢献せり」などと自賛し吹聴することは究極の偽善であると思慮。

6. 雑 感

第2約束期間に入り CDM事業の登録・発行が全く低調になってしまったものの、理事会におけるCDM制度の改訂についてはなお非常に活発に議論されている状況にある。

当該現象について多数の理事と会議の合間に「雑談」した際、2つの典型的かつ興味深い意見があったので紹介する。

(CDM要継続・強化型; 主として途上国理事)

- 「CDMはなお有効で「2020年以降も継続すべき制度」であり、その継続的制度改革による簡素化・迅速化などの改善は他の削減措置との相対的な競争力強化と継続の確証につながるものであり、2020年以降を見据えて非常に重要な措置である」

(2020年以降「前哨戦」型; 主として EU理事)

- 「CDM自体は既に役割を終えた制度であるが、方法論・各種手続規約・追加性判定基準・「持続可能な発展」関連措置などの要素は 2020年度以降の各種削減措置を条約上公式に認めるかどうかの判定基準そのものであり、現在の作業はその「前哨戦」である」

次回理事会(EB#81)	2014年 9月22日～26日	(開催地・開催時期未定, NY開催検討中)
次々回 (EB#82)	2014年 11月24日～28日	(ペルー・リマにて開催予定)
		(戒能理事2013-14年任期終了)